

新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市内に所在するマンションの所有者が当該マンションの耐震診断及び耐震改修を実施するにあたり、これに要する費用の一部を補助することにより、地震に対する建築物の安全性に関する意識の向上及び耐震改修の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新潟市マンション耐震改修等促進事業 第3条及び第4条に規定する事業要件を満たすマンションに対して、この要綱で定めるところによって行われる次の事業をいう。

ア 耐震診断費補助事業 マンションで第3号に規定する耐震診断に要する費用の補助に関する事業をいう。(以下「耐震診断事業」という。)

イ 耐震改修費補助事業 マンションで第6号に規定する耐震設計及び第7号に規定する耐震改修工事に要する費用の補助に関する事業をいう。(以下「耐震改修事業」という。)

(2) マンション 二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で自己の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）のあるものをいう。店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。

(3) 耐震診断 第4号及び第5号に掲げるものをいう。

- (4) 予備診断 本診断に先立って本診断の必要性又は方法を判断し、本診断に必要な費用を見積もる等の目的で、次に掲げる調査、確認及び検討を行うもの
- ア 建物の概要、構造形式、形状及び敷地の調査
 - イ 建物の修繕履歴及び被災履歴等の調査
 - ウ 設計図書の有無の確認
 - エ 設計図書がない場合の調査（設計図書がない場合に限る。）
 - オ 本診断の必要性及び実施方法の検討
- (5) 本診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号。以下「耐震改修促進法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第 1 8 4 号。）別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針（以下「技術上の指針」という。）となるべき事項第一の二から四までの定めるところに従い行う診断
- (6) 耐震設計 マンションを地震に対して安全な構造とするために行う耐震改修工事に係る設計をいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震設計に基づき行うマンションの耐震性を確保する改修工事で、技術上の指針となるべき事項第二の一、二及び四から八までの定めるところに従い行うものをいう。
- (8) 管理組合 区分所有法第 3 条に規定する区分所有者の団体をいう。
- (9) 耐震診断者 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する建築士で、同法第 2 3 条に規定する登録を受けた 1 級建築士事務所又は 2 級建築士事務所に所属し、原則として、同法第 2 2 条第 2 項の規定に基づいて都道府県知事が措置する耐震診断講習又はこれと同等以上の講習を受講した者をいう。
- (10) 施行者 次のア又はイに掲げる者をいう。

ア 新潟市マンション耐震改修等促進事業を行う管理組合

イ その他市長がアに掲げる者と同等と認める者

(耐震診断事業の対象となるマンション)

第3条 耐震診断事業の対象となるマンションは、次の各号に掲げる条件に該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築し、又は工事に着手したものであること。
- (2) 新潟市建築物耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）に基づいて行うものであること。
- (3) 耐火建築物又は準耐火建築物で、地階を除く階数が3以上であること。
- (4) 延べ面積が1,000㎡以上であること。
- (5) 耐震診断に必要な構造関係図書があること。
- (6) 原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証等の交付を受けたものであること。

(耐震改修事業の対象となるマンション)

第4条 耐震改修事業の対象となるマンションは、次の各号に掲げる条件に該当するものとする。

- (1) 促進計画に基づいて行うものであること。
- (2) 耐火建築物又は準耐火建築物で、地階を除く階数が3以上であること。
- (3) 延べ面積が1,000㎡以上であること。
- (4) 本要綱に規定する耐震診断事業に基づく本診断の結果、耐震改修が必要（地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い若しくは地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある）と判定されたマンションであること。

2 耐震改修工事の補助の対象となるマンションは、第1項に規定するマンションで、本要綱に規定する耐震改修事業に基づく耐震設計を行ったものであるこ

と。

(耐震診断事業及び耐震改修事業の対象となる管理組合)

第5条 耐震診断事業及び耐震改修事業の対象となるマンションの管理組合は、当該マンションの管理組合の総会で、実施に係る当該予備診断、本診断、耐震設計又は耐震改修工事についてそれぞれの決議がなされているものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付については、別に定める新潟市マンション耐震改修等促進事業実施要領の規定に基づき実施するものとする。

(対象となる経費及び補助金の交付額)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額は、予算の範囲内において、別表に定めるところによる。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。このうち、予備診断と本診断を合わせて実施する場合は、別表の区分に応じて算出した額の合計額とする。

2 構造的に独立している複数の棟が、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により接続されている場合は、棟ごとに算出して交付することができる。

(指導、監督)

第8条 市長は、施行者に対し、事業の適正な施行を確保するために必要な措置を命じ、又は必要な助言、勧告等を行うことができる。

(雑則)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

区分	補助対象経費 (国、地方公共団体その他公の機関（以下「公共団体等」という。）が所有する部分に係る費用相当額を除く。)	補助金の交付額 (千円未満の端数は切り捨てるものとする。)
予備診断	予備診断に要する費用。	補助対象経費の $\frac{2}{3}$ 以内の額。 1 棟あたり 1 4 0 , 0 0 0 円を限度とする。
本診断	本診断に要する費用。	補助対象経費の $\frac{2}{3}$ 以内の額。 1 戸あたり 3 0 , 0 0 0 円、かつ 1 棟あたり 1 , 5 0 0 , 0 0 0 円を限度とする。
耐震設計	耐震設計に要する費用。	補助対象経費の $\frac{2}{3}$ 以内の額。
耐震改修工事	耐震改修工事に要する費用。 延べ面積に 5 0 , 2 0 0 円（耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が 0 . 3 未満相当である場合は 5 5 , 2 0 0 円）を乗じて得た額を限度とする。ただし、免振工法等特殊な工法による場合は 8 3 , 8 0 0 円を乗じて得た額を限度とする。	補助対象経費の $\frac{1}{3}$ 以内の額 1 戸あたり 5 0 0 , 0 0 0 円を限度とする。